

# 令和6年度学童保育室サポート保育 ～ 利 用 の し お り ～

## ◎目的

心身の発達上支援が必要な児童に、学童保育室で担任以外に支援を行う指導員を配置して丁寧に支援を行うことで、児童の発達を促進する事業です。

## ◎実施施設

町立第一～第四学童保育室

## ◎定数

学童保育室全体で最大 20 人

※定数は、申請児童の状況により毎年変わります。

## ◎支援の実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※サポート保育は、原則4月1日から通年で利用申込をした方を対象としており、期間ごとに希望することや年度の途中で希望することはできません。

※年度中に1回、児童の状態に基づいて支援の見直しを行います。このため、見直しの結果によっては、年度途中で支援を終了することがあります。

## ◎申請受付期間

令和5年12月4日(月)午前9時から令和5年12月28日(木)午後5時30分まで

※この期間以外に途中からの申請は、原則としてできません。

## ◎申請方法

オンラインによる受付

URL → <https://logoform.jp/form/8bKw/440351>

こちらからもアクセスできます。→ → →



## ◎必要書類

支援を要する状況のわかる書類（診断書など）

※申請受付期間後も、令和6年1月19日（金）までに順次提出していただけます。また、この書類は任意の提出書類です。特に提出のない児童は申請の記載内容や学童保育室での生活状況（在籍児童に限る。）を基に判断します。診断書などは必ずしも新たに取得していただく必要はありませんが、記載時期の古いものは参考としない場合があります。

※追加書類提出用フォーム

URL → <https://logoform.jp/form/8bKw/414575>

こちらからもアクセスできます。→ → →



（裏面もご覧ください）

## ◎ご利用までの流れ

### ① 申請

オンラインで申請を行ってください。（対象者は各学童保育室入室申請を行った児童に限ります。）

**この申請とは別に、学童保育室入室申請が必要です。先に学童保育室入室申請を行ってください。**



### ② 様子確認

入室予定の学童保育室に、保護者（新規入室の場合）と児童にお越しいただき、実際に児童の状態を確認します。 ※日程は後日連絡



### ③ 検討・審査

利用対象となるかの判断と、定員以上の申請があった場合には対象者の選定を行います。



### ④ 決定

支援を利用できる場合と、却下や定員漏れになる場合があります。

## ◎注意事項

- この申請は、支援の対象児童となるかどうかの審査を受けることを希望するものです。このため、この申請とは別に、学童保育室への入室手続きが必要です。入室手続きについては、広報誌や入室案内等でご確認ください。
- 要する支援の程度が重いため、学童保育室における支援の中では安全に保育を行うことができず、専門機関での療育などが必要と思われる児童は、サポート保育の提供ができないことがあります。
- この申請は、令和6年4月1日から通年で学童保育室へ入室されることを条件としており、期間ごとの利用や、令和6年度途中からの入室希望による利用予約はできません。
- 年度途中での申請はできません。このため、令和6年3月31日までに本町に転入予定の方で、令和6年4月1日からサポート保育を希望される方は、今回の申請での手続きが必要となります。
- この制度には定員があります。申請をされた方が定員を上回る場合、対象の児童からこの制度による支援を適用される方で、支援を要する程度の重い順に選抜します。このため、申請をされた方の状況によっては、この制度による支援を受けられない場合があります。
- 支援が決定しても、年度末までの支援を保障するものではありません。年度途中で支援の見直しを行い、その結果、年度途中で支援を終了することがあります。

## ★問合せ先

島本町教育委員会事務局 教育こども部 教育総務課  
電話：075-962-2616・FAX：075-962-0611